

カードレス特約

第1条 用語の定義

本特約における次の用語の意味は、以下のとおりとします。

(1)「カードレス会員」とは、パーチェシングカード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定のJCB企業間決済サービス特約（以下「パーチェシング特約」という。）に定めるパーチェシング会員のうち、本特約を承認のうえ、本特約に定めるカードレスサービス（以下「カードレスサービス」という。）の利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。また、カードレス会員のうち、パーチェシング特約に定めるパーチェシング法人会員およびパーチェシングカード使用者を、それぞれ「カードレス法人会員」および「カードレス使用者」といいます。

(2)「本役職員」とは、カードレス法人会員の役員、従業員、使用人、契約社員、派遣労働者その他名称を問わずカードレス法人会員の業務に従事する者をいいます。

(3)「カード情報使用者」とは、本役職員のうちカードレス法人会員に代わって第2条に定めるカード情報を使用する権限（以下「本代理権」という。）をカードレス法人会員から授与された者およびカードレス法人会員の代表者（カードレス法人会員が個人事業主である場合は個人事業主本人）をいいます。

(4)「カードレス特約会員」とは、カードレス会員およびカード情報使用者をいいます。

第2条 カード情報の発行、通知

1.両社は、カードレス会員に対し、パーチェシング特約に定めるパーチェシングカードの発行に代え、会員番号を含むカード情報（以下「カード情報」という。）を発行し、書面その他の方法により通知します。カードレス会員には、パーチェシング特約に定めるパーチェシングカードその他の物理的なカードは発行されません。

2.前項に定めるほか、両社は、カードレス法人会員が希望した場合には、カード情報使用者にカードレスサービスを利用させるため、カードレス法人会員の希望数を限度にカードレス法人会員に対しカード情報を発行し、書面その他の方法により通知します。

3.カード情報にかかる権利は当社に帰属します。カードレス会員は善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。

4.カードレス法人会員は、自己の責任において、カード情報使用者にカード情報を使用させることができますが、本役職員以外の者に対し、カード情報を貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。カードレス法人会員は、自ら本特約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード情報使用者をして本特約を遵守させるものとします。

5.カードレス法人会員は、カード情報使用者のカードレスサービス利用代金その他本特約に関して両社に対して負担する一切の債務について責任を負うものとします。

6.本役職員がカード情報を使用した場合およびカードレス会員が前2項に違反したことによりカード情報が本役職員以外の者に使用された場合、それらの使用はすべてカード情報使用者による使用とみなされます。カードレス法人会員は、カード情報を使用した本役職員に本代理権がないことおよび同役職員が本代理権を濫用したことを、両社に対して主張することはできません。

第3条 カードレスサービスの内容、利用方法

カードレスサービスは、パーチェシング特約に定めるパーチェシングサービスを、パーチェシングカードによることなく、当社所定の方法によりカード情報を使用することにより通信販売等の環境において利用するサービスです。

第4条 カード情報の有効期限

1.カード情報の有効期限は両社が指定するものとし、カードレス会員に対し書面その他の方法により通知します。

2.両社は、前項の有効期限までに退会の申し出のないカードレス会員のうち、両社が審査のうえ引き続きカードレス会員として認める方に対して、有効期限を更新した新たなカード情報を通知します。

3.前項に定めるほか、両社は、第2条第2項に基づき発行したカード情報についても、両社が審査のうえ適当と認めた場合は、有効期限を更新した新たなカード情報を通知します。

第5条 年会費

カードレス法人会員は、当社所定のカード情報にかかる年会費（カード情報の数によって異なる。）を、会員規約（一般法人用または大型法人用をいい、以下「会員規約」という。）に定めるカードの年会費と同様の方法により支払うものとします。

第6条 カード情報の再発行

1.両社は、カード情報の消失、不正取得、改変等の理由により、カードレス会員が希望し、両社が審査のうえ承認した場合、カード情報を再発行し、通知します。

2.両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとし、カードレス特約会員はあらかじめこれを承諾します。

第7条 カードレスサービス利用代金の支払い

1.カードレス法人会員は、カードレス特約会員によるカードレスサービス利用代金を、会員規約に定めるカード利用代金と同様の方法により支払うものとします。

2.カードレス法人会員は、指定加盟店以外におけるカードレスサービス利用、または指定加盟店における指定商品等以外についてのカードレスサービス利用についても、カードレス利用代金として、前項と同様に支払うものとします。

第8条 代表使用者等の責任

パーチェシング会員が会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、会員規約に定める代表使用者または連帯保証人は、カードレス特約会員によるカードレスサービス利用代金その他本特約に基づきカードレス法人会員が負担する一切の債務について、カードレス法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。

第9条 本特約の改定

将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にカードレス特約会員がカードレスサービスを利用した場合、両社はカードレス会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第10条 適用関係

1.本特約は、カードレス会員のカードレスサービス利用について適用されるものとし、本特約に定めのない事項についてはパーチェシング特約によるものとします。

2.本特約において特に定めのない用語については、パーチェシング特約におけるのと同様の意味を有するものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本特約における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

(TK599000・20091001)